

平成 2 1 年度

教育委員会 の 点検 ・ 評価 報告書

平成 23 年 2 月

海津市教育委員会

目 次

はじめに	1
I. 評価の流れについて	2
II. 評価の手法	3
III. 評価結果	
1. 事務事業評価	4
2. 教育委員会評価	5
3. 総 括	14
IV. 学識経験者からの意見	15
資料	
1. 海津市教育委員会点検評価実施要領	18
2. 事務事業評価一覧表	20

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなっています。

海津市では、すでに企画部（市長部局）において、事務事業評価（行政評価）を実施しています。このため、前述法令による教育委員会の点検・評価については、その手法を活用しており、更に教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかの達成度に着目して最終評価を行っています。

また、「教育に関し学識経験を有するものの知見の活用」については、点検・評価の客観性を確保するためのものであり、昨年度に引き続き岐阜大学教育学部の岩田恵司教授に専門的な立場からご指導をいただいています。

I. 評価の流れについて

①点検・評価の内容

具体的な点検・評価の項目や、報告書の様式などについては、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなっています。

海津市では、すでに行政評価（事務事業評価）を実施しており、その手法を活用しているほか、更に教育委員会自らが最終評価を行っています。

②実施時期

平成 21 年度事業の点検及び評価は、平成 22 年度中に実施し、議会への提出及び公表を行うことが必要になります。

海津市では、平成 22 年度中に点検評価を実施し、学識経験者の意見を聴いて報告書をまとめています。

③議会への報告

議会への報告にあたっては、「報告書を作成し、議会に提出しなければならない」とこととされており、平成 23 年第 1 回定例会に提出・報告し、その後公表します。

④一般への公表

公表の方法については、海津市のホームページに掲載するとともに、それぞれの分庁舎に報告書を置いて閲覧できるようにします。

Ⅱ．評価の手法

（１）評価対象事業

事務事業評価では、平成 21 年度に実施した事業のうち、教育委員会が所管する全事務事業 102 事業（細事業を含む）を対象としました。また、教育委員会が行う最終評価は、これを総合計画（基本計画）における教育部門（魅力ある教育・文化のまちづくり）の柱で分類し、24 の施策で評価を行っています。

（２）評価方法

事務事業評価表により、事業名、事業別予算名、事業種別、事業概要、事業目的、成果指標、活動指標を明らかにすることにより妥当性を判定しました。これにより、課題を明らかにするとともに、具体的な改善内容を自ら見出し、今後の方向性を検討する中で所属係長による 1 次評価と所属長による 2 次評価を経て、部局長による承認が行われています。

また、教育委員会では、教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかの達成度に着目して最終評価を行いました。

Ⅲ. 評価結果

1 事務事業評価

本年度の評価結果について、下記の分析表１～２において、それぞれ事業の「妥当性」「方向性」について集計を行いました。

分析表１ 妥当性評価

	A	B	C	D	合計
件数	98	4	0	0	102
構成比	96.1%	3.9%	0.0%	0.0%	100.0%

注) A～D の４段階で評価を実施

４つのポイント（①過剰サービス②国・県重複サービス③民間競合サービス④類似・重複サービス）から評価を実施

A：４つすべての項目で妥当と判断されたもの

B：３つの項目で妥当と判断されたもの

C：２つの項目で妥当と判断されたもの

D：妥当と判断された項目が１つ以下だったもの

分析表２ 方向性評価

	A	B	合計
件数	96	6	102
構成比	94.1%	5.9%	100.0%

注) A・B の２段階で評価を実施

A:継続

B:廃止

「妥当性」に関しては、ほとんどの事業についてA評価が占め、事業の妥当性が高いという評価をしています。

「方向性」に関しては、94.1%が継続としているのに対し、廃止（統合・完了）が5.9%となっています。

2 分析表3 教育委員会評価

前述の「妥当性評価」「方向性評価」は、それぞれ行政改革に主眼が置かれた評価でした。

この教育委員会評価では、特に教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかの達成度に着目して評価を行っています。

(1) 全体の概要

教育委員会が所管する102の事務事業を総合開発計画の柱である24の施策に再編し、その施策ごとに教育委員会において点検評価を行いました。

	A	B	C	D	合 計
件数	8	16	0	0	24
構成比	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%

注) A～Dの4段階で評価を実施

A：順調に達成しているもの

B：おおむね順調に達成しているもの

C：達成見込みであるが課題があるもの

D：順調でないもの

(2) 分野ごとの点検評価結果

① 教育委員会の活動状況	
i. 教育委員会会議の状況	A
ii. 調査・活動の状況	A
② 良好な学校教育環境の整備・充実	
i. 幼児教育の充実	B
ii. 学校教育の充実	B
iii. 教育設備内容の充実	B
iv. 子どもの心の問題と安全対策	B
v. 教職員の資質の向上	B
vi. 学校施設の耐震化	A
vii. 通学区域等の適正化	B
③ 生涯学習環境の整備・充実	
i. 各種学級・講座等の内容の充実	A
ii. 子どもの読書活動の推進	B
iii. 生涯学習施設等の整備・ネットワーク化	B
④ 青少年の健全育成	
i. 青少年の社会参加の促進	B
ii. 地域・家庭の教育力向上	A
iii. 指導体制の確立	B
iv. 青少年の非行防止	B
⑤ 文化の振興	
i. 文化にふれる機会の充実	B
ii. 文化活動の活発化	B
iii. 文化財の掘り起こしと施設の整備・充実	A
⑥ スポーツ活動の振興	
i. スポーツ施設の整備と有効活用	B
ii. 特色あるスポーツ活動	B
iii. スポーツ・レクリエーション活動の活発化	A
⑦ 地域間交流・多文化共生の推進	
i. 地域間交流の推進	A
ii. 多文化共生の推進	B

(3) 点検評価結果の詳細について

①教育委員会の活動状況

i. 教育委員会会議の状況

定例教育委員会 12 回、臨時会議 2 回を開催しました。会議では、海津市教育委員会教育長事務委任規則に従って教育長委任事務以外の事務について審議したほか、事務局より各種報告を受けました。また、委員相互の情報交換や、委員と事務局との意見交換を活発に行いました。

ii. 調査・活動の状況

(市内視察研修)

視察先：森川家（八神城門と円空像）、八神城跡、石田猿尾

今回は海津地域の文化財と、それに関連した羽島市指定史跡や、宝暦治水工事により築かれ、今なお現存する猿尾を視察研修しました。

(市外視察研修)

視察先：馬籠ふるさと学校等（岐阜県中津川市）

〈廃校利用施設の視察研修〉

馬籠ふるさと学校は、学校統合により廃校になった旧山口村立神坂小学校を活用した交流施設で、主にスポーツ少年団、大学生のゼミ・サークル活動等の合宿交流の場、地域のコミュニティ活動の場として利用されています。

こども体験交流活動の跡地利用検討の参考にしました。

(市教委訪問)

視察先：市内小中学校及び幼稚園

教育委員自らが、すべての小中学校及び幼稚園の教育活動の実情や各施設の状況を確認しました。

②良好な学校教育環境の整備・充実

i. 幼児教育の充実

心身ともに健康で人間性豊かな子どもの育成を目指して、4 園とも保・幼・小交流活動や地域との交流等を積極的に実施し、効果を得ることができました。

しかしながら、交流のみにとどまり、保育士と教諭との話し合いが課題となっています。

また、重要課題である幼保一体化に向けた検討委員会を 3 回、幼児教育研究会を 7 回、各地区説明会を 8 回開催し、報告書を作成しました。

平成 22 年度からこども課が設置され、就学前の子どもについて幼児教育及び保育を一体的に進めています。今後も保護者への説明会を行い、理解を得られるように努めていく必要があります。

ii. 学校教育の充実

学校評議員会については、各小中学校でそれぞれ年間 3 回開催しており、外部の意見を受けて学校経営にかかわる改善を適切に進め、地域が誇る学校づくりに取り組めました。

また、障がいのある児童生徒の増加に伴う学級支援員や特別支援教育アシスタントの配置により、これまで以上に個別のニーズに応じた指導・支援が展開できました。

人権同和教育の推進においては、あらゆる教育活動の中で進めていく必要があります。人権に関わる重大な事案も発生しており、今後は、より一層指導に関わる教材や講師を充実していく必要があります。

また、小学校・中学校就学奨励事業は、近年の経済不況の長期化により経済的困窮世帯が増加傾向にあるなかで、就学が困難な児童・生徒に適切な就学を保障するために必要不可欠な事業として、今後も継続していく必要があります。

中学校ではキャリア教育に力を入れており、4 校で 381 名の生徒が職場体験に参加。仕事のやりがいや厳しさを肌で感じるとともに、地域とのつながりを強化し、ふるさとを愛する心の育成にも繋がっています。

iii. 教育設備内容の充実

平成 21 年 4 月よりスタートした新学校給食センターにおいて、市内の園児・児童・生徒に安心・安全な学校給食を提供しました。

また、パソコンは小学校に 484 台、中学校に 266 台設置されています。

各施設の維持修繕については、小学校で 80 件、中学校で 34 件、幼稚園で 10 件の工事を行っており、計 2,864 万円を費やしています。児童・生徒が安全に活動できるように、今後も計画的に実施するとともに、緊急なものについては迅速に対応していく必要があります。

iv. 子どもの心の問題と安全対策

市教育委員会では、いじめ問題等対策学校支援サポートチームを設置して対応しています。市内におけるいじめ発生件数は、平成 20 年度 51 件から平成 21 年度は 33 件へと減少しています。しかしながら、表面化していないものや、インターネットや携帯メールによるいじめが憂慮されます。

不登校の状態にある児童生徒に対しては、不登校児適応児童教室相談員を設置して学校復帰・社会的自立を促しています。また、不登校、いじめ等の悩みをもつ子どもたちの相談にのったり、家庭訪問、校内巡視、学習支援などを行うほほえみ相談員のほか、専門的カウンセリングや校内教育相談活動、授業参観等を通しての環境面を含めた指導を行うスクールカウンセラーを各中学校区に設置しています。

一方、登下校時に不審者等の声かけ事案が発生している中、児童・生

徒の登下校の安全を確保するため、午後３時に地域住民に見守りや声掛けを促しお願いする広報無線事業がスタートしました。今後、学校安全サポーターによる見守り体制を継続する必要があるとともに、保護者や地域住民ボランティアによる活動を推進していかなければなりません。

v. 教職員の資質の向上

海津市では、教育研究所を設置し、幼稚園長・副園長の研修や、30歳前後、40歳前後の教員を対象にした２種類の研修を位置づけ、今日的課題や教員一人ひとりの自己の課題に則して研修できるよう支援を行っています。

また、教育専門指導員を配置して、小中学校教職員を対象とした教育研究所講座を企画し、教職員が主体的に研修に取り組むことができるように支援しました。

そして、夏休みの期間を利用して、小中学校の教職員を対象に講座を開設し、研修内容の充実を図りました。今後も、海津市独自の内容の講座を開設できるように努めます。

学校人権同和教育を推進するため、講演会を開催しました。今後更に充実したものにしていくために、講演会で学んだことをいかに生徒へ伝えていくのか、指導のあり方を検討していく必要があります。

vi. 学校施設の耐震化

平成21年度は、高須小学校南舎の耐震補強工事の設計を行いました。この工事が完成すると、市内全ての小学校の校舎・体育館において耐震化が完了します。

中学校では、城南中学校特別教室棟及び体育館が未実施であります。今後、中学校適正配置事業との関連に意を配して対応していく予定です。

vii. 通学区域等の適正化

関係機関との連携のもと、随時、通学路及び通学方法の検討を行っています。

南濃地域の中学校適正配置については、用地買収及び家屋の移転補償を実施しました。（奥条・羽沢地区）

石津地域の保護者・地域住民と今後も粘り強く協議していく必要があります。

③生涯学習環境の整備・充実

i. 各種学級・講座等の内容の充実

生涯学習講座として64講座を開催しており、4,286人が受講しました。また、企画事業としてIT講習を開催しており、574人が受講し、市民のニーズに対応しました。

ii. 子どもの読書活動の推進

市内には3つの図書館があり、年間入館者総数は184,376人、年間貸出総数は268,147点となっています。人口1人当たり利用冊数6.8冊、蔵書回転率1.41回の利用となっており、年間図書5,233冊、視聴覚資料52点を購入しました。

次に、読書支援事業については大型絵本、子ども用の本に関する雑誌情報を始め、ブックスタート、おはなし会、映画会など四季を通じて実施しており、イベント回数115回、延べ2,928人の参加者がありました。

イベント内容にマンネリ化が生じているので、今後検討していく必要があります。

また、学校図書館司書との交流を図っていくことが必要です。

平成21年度から、Web予約により自宅パソコンから24時間予約申込ができたこと、現在の貸出状況や予約状況を確認できる事業を行い、より多くの方に図書館を利用してもらえるようになりました。

iii. 生涯学習施設等の整備・ネットワーク化

市内には、ちびっ子広場が70箇所設置されており、平成21年度は高田、松山台の2つの自治会事業に補助を行いました。

また、海津公民館、海西公民館、プラザしもたど、福祉センター、文化会館、生涯学習センター、働く女性の家、勤労青少年ホーム、農村環境改善センター（3地区）、南濃コミュニティ施設といった学習の場である生涯学習施設があり、それぞれ施設の整備とネットワーク化を進めてきました。しかしながら、多くの施設において老朽化がみられ、改修費が増加傾向にあります。

④ 青少年の健全育成

i. 青少年の社会参加の促進

「平成22年成人の集い」については、平成19年度から新成人より実行委員を募り、新成人自らの企画で開催しています。416人（該当者485人）の参加を得て、出席率86%、対前年比2%増となりました。

一方、子どもの様々な体験活動を企画・運営し、地域の有志をもって子どもの活動を支援する「子ども支援センター」は、活動事業の参加募集を行いました。参加人数が少なかったことから事業を行わず、ほとんどが情報誌の発行となりました。指導者不足もあり、今後、事業のあり方、方針を検討していく必要があります。

ii. 地域・家庭の教育力向上

子ども会育成連絡協議会では、育成指導者研修会、インリーダー・ジュニアリーダー研修会、子ども会大会の開催をしたほか広報誌「かいづっ子」を年2回発行しました。単位子ども会では、毎月第4土曜日を活

動の日と位置づけています。今後、単位子ども会活動の向上を期するためにも、多くの育成指導者やジュニアリーダーを養成する必要があります。

一方、文部科学省委託事業として家庭教育支援事業を行い、推進協議会を3回開催したほか、家庭教育講座等を計55回行いました。

地区事業、子育てに関する相談活動については、延べ2,430人の参加者がありました。

iii. 指導体制の確立

青少年育成市民会議を開催して青少年の健全育成に努めています。また、市民会議では青少年育成の指導者やスポーツなどで活躍した方の表彰を行っているほか、青少年の主張及び青少年育成関係団体実践活動発表を実施しました。本大会には413人が参加、意識改革を図りました。

また、市内では、PTA連合会、少年補導員協議会、青年団体連絡協議会、地域女性団体等8つの社会教育団体が活動しており、補助金1,074千円を交付するなどして支援しています。

今後、厳しい財政環境の中で、活動の活性化を促し、補助金の有効活用を図る必要があります。

iv. 青少年の非行防止

青少年育成推進委員会（岐阜県青少年育成推進指導員1名・青少年育成推進員18名）を組織し、年12回の定例会（員会）を行っています。

今後、推進員と地域・自治会が一体となって、推進員活動の周知を図るよう努めなければなりません。

⑤文化の振興

i. 文化にふれる機会の充実

豊かな心を醸成することを目的に舞台芸術鑑賞・文化講演会等を開催。さらには、伊勢湾台風から50年を迎え、これを契機として災害認識を深めるために、「台風がやってきた」展を1ヶ月間開催し、総勢約3,000人余の入場者がありました。

また、魅力的かつ興味をいただける館運営と入館者（料）の増大を図るため、歴史民俗資料館では特別展を開催しました。延べ開催日数77日、延べ来場者数が10,811人と、昨年度と比較すると来場者数がやや減少しており、常設展示の入替工夫や特別展の開催方法、企画内容が今後の検討課題となりました。

ii. 文化活動の活発化

市民の文化レベルの向上と優れた芸術作品の公開を目的に、小・中学生、一般を対象に文化展（絵画・書・水墨画等）を3日間開催しました。

展示作品数 280 点、1 日当たりの来場者数は約 271 人でした。また、文化協会は会員数約 2,092 人で、市民が主体的に文化活動ができる団体として期待が高まっており、補助を行いました。

iii. 文化財の掘り起こしと施設の整備・充実

文化財の保存継承を促進するため高田の甘酒まつり、今尾左義長、早川邸改修、梶屋社叢、ハリヨを守る会に補助を行いました。

経済対策交付金による羽沢貝塚解説案内看板の設置、昨年度より実施している国庫補助事業の遺跡分布調査を行いました。それによって、63 の遺跡を確認することができました。

また、埋蔵文化財を活用し教育普及するため、学習教材の作成や教材を購入したほか、出前講座を実施しました。

一方、歴史民俗資料館では、郷土文化を広く市民に普及するため、春・秋にはかいづの能・狂言の公演を開催したり、堀田の体験学習を行いました。

⑥スポーツ活動の振興

i. スポーツ施設の整備と有効活用

市内には 22 の体育施設があり、年間延べ 181,793 人が利用しています。全体的に施設が老朽化しており、修繕費の増加が懸念されます。また、施設の適正利用を徹底することが求められています。

一方、市民プールは、平成 19 年度から指定管理者制度を導入し、コスト削減ときめ細かなサービスの提供を図っています。年間の利用者数は、延べ 42,133 人でした。

今後も、継続してサービスの向上に努めなければなりません。

ii. 特色あるスポーツ活動

長良川サービスセンターでは、第 29 回全日本中学選手権競漕大会（参加 37 団体、181 クルー）が開催されました。

また、長良川サービスセンター西側市有地の一部を区画整理し、岐阜経済大学に分譲し、残りの 5 区画（4,087.25 m²）について、ボート部のある大学に招致活動を実施しました。更なる PR 活動と誘致が求められています。

iii. スポーツ・レクリエーション活動の活発化

平成 21 年度の軽スポーツ教室の開催回数は 120 回、延べ 2,659 人が参加しました。

また、総合型地域スポーツクラブ「スマイルクラブこん平田」が平成 21 年 2 月 28 日に設立されており、海津地域・南濃地域でも設立に向けた調査及び検討会を開催しました。

一方、平成 24 年に開催される「ぎふ清流国体」の関係では、トキめき新潟国体のカヌースプリント競技会場、バレーボール少年女子競技会場やビーチバレー競技会場を訪れ、運営面や会場面について研究を行いました。ビーチバレーにおいては、国土交通省木曽川下流河川事務所にコート設置を強く要望した結果、長良川サービスセンター高水敷に、ビーチバレーができるサンドコート 4 面が完成し、県内はもとより東海地方の愛好家に喜ばれています。また、ぎふ清流国体海津市実行委員会設立総会、第 1 回常任委員会、第 1 回専門委員会を開催し、種々準備を進めました。

⑦地域間交流・多文化共生の推進

i. 地域間交流の推進

霧島市生徒交流事業には、海津市の高校生 6 人、中学生 16 人が参加しており、5 月 23 日から 25 日に霧島市を訪問し、ホームステイ・学校交流会・薩摩義士顕徳慰霊祭に参列しました。また、8 月 19 日から 21 日に霧島市の中高生が海津市を訪れて友好親善を深めています。

一方、7 月 30 日から 8 月 2 日に市内の小学校 5・6 年生 20 人が酒田市を訪問、ホームステイし、児童間の交流をしました。

ii. 多文化共生の推進

学校における語学・外国文化の学習強化を図るため、小学校 3 人、中学校 3 人の A E T を配置。延べ訪問日数は小学校 203 日、中学校 476 日でした。学校規模（学級数）により A E T 配置日数を計画し、実施しています。今後は、より学習内容の充実を目指していきます。

2 総 括

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。

行政評価システムを活用することによって、教育委員会の執行状況について点検・評価を実施したところですが、その内容等については、報告を受ける議会や地域住民の意見を踏まえて、随時改善していく必要があります。

行政評価システムのねらいの一つは「コスト意識の高揚」です。コストの推移を総合開発計画実施計画年度まで記載することで、事業の継続性と財政計画の必要性を職員自身が意識することが必要であり、今後の予算編成作業に活かすことが求められます。

一方、教育委員会が行った最終評価については、前述の行政評価という観点からの事務事業評価とは切り口を変えて、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックしました。

その結果、A（順調に達成しているもの）が33.3%、B（おおむね順調に達成しているもの）が66.7%となり、昨年度に比べA評価は4.2%の減となりましたがほぼ計画通りに教育行政が行われているといえます。

しかしながら、未だ課題がある事業もあり、解決に向けて更なる努力が必要です。

今後も、コスト意識を高めるとともに、教育委員会が立てた基本方針に向かって、更に取り組んでいく必要があります。

IV. 学識経験者からの意見

海津市教育委員会点検・評価に関する意見書

岐阜大学 岩田恵司

意見書作成にあたり

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の定めにより教育委員会から提出を受けた資料及び1月13日に開催された教育委員の皆様との懇談をもとに意見を述べさせていただきます。

同法律第23条に定める教育委員会の点検・評価書作成に関して、教育委員会ではその職務権限にかかわる事業及び活動を、魅力ある教育・文化のまちづくりの視点に立って適切に整理区分し、それをもとに教育委員会の点検・評価報告書としてまとめられました。

教育委員会評価は、教育委員会関係の事業が適切且つ効果的になされることを目的としています。それ故、教育委員会が自らの事業計画に基づいた諸事業を自己評価し、それが次年度の事業計画作成に反映されることで目的を果たすこととなります。外部からの意見書は、自己評価の客観性の担保と、諸事業に係わる外部意見の聴取にあると考えます。当教育委員会の評価に当たっては、外部委員の意見書の取り扱いが、一貫して、教育委員の方々との意見交流を経て提出する方法がとられています。この方法が本来の目的を達成する上でもきわめて有意義であると考えます。

以下、報告書にある分野ごとの点検・評価結果にもとづいて意見を述べさせていただきます。

点検・評価報告書に基づいた意見

① 教育委員会の活動状況

適切に機能していると考えました。

② 良好な学校教育環境の整備・充実

教育委員会に課せられる最大の職務は学校教育の充実にあります。しかし、義務教育の充実には家庭教育、就学前教育、地域社会の協力抜きにはあり得ません。海津市内の小中学校は、教育委員会の指導により、義務教育諸学校における学校評価ガイドラインに則って積極的に学校関係者評価を行っています。学校及び関係者が評価を指導改善に資するためのものと位置づけ行われており、学校評価ガイドラインの趣旨に則った事業であり、この事業が有効に機能していると考えております。

教育委員会全体の今後の課題としては、学校規模の適正化、就学前教育の充実のための設備整備、義務教育での学力学習状況の把握と課題の整理、効果的な教員研修のあり方等の課題が浮かび上がっています。学校規模の適正化は、教科教育での専門性を考慮した適切な教員配置を可能とするために、また、適切な学習集団を担保することによる子ども自身の活性化と社会性の育成のために努力しなければならない事柄であると考えます。しかし、この

ことに関しては社会的合意形成をはかりながら進めることが大切であることもいうまでもありません。今後の日本の人口動向の推測から考えるとき、学校の統合・再編は長期的課題で避けられない問題であるともいえます。しかし、人口減少は一律に進むわけではありません。住みやすいまちづくり、子育てに魅力あるまちづくりや政策により、人口減少に歯止めがかかったり、増加したりする事例もあることも考えるとき、今後の海津市のありかたについて教育委員会の枠を超えて全市的に検討することも大切であると考えます。

③ 生涯学習環境の整備・充実

教育委員会に求められるものは個人の要求にこたえることではなく、市全体として必要と考えられる学習内容に関する企画であり、環境整備であると考えます。④の i ii iii ⑤の i ii ⑥などの事業内容もこれに深く関連しているといえます。適切に機能していると考えます。

④ 青少年の健全育成

ニートや引きこもりなど青少年を取り巻く課題に対して、国は、「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、就業力育成について支援するための事業計画を策定しております。県にあっては、「岐阜県青少年健全育成条例」にもとづき、第二次岐阜県青少年健全育成計画の中で青少年の自立支援事業が検討されております。当市では以前から、職場体験事業が実施され効果をあげてきています。今後、さらに関係各機関と連携を進め事業の発展がなされるよう期待しております。

⑤ ⑥ ⑦

まちづくりの一環でもあり、今後とも市全体の計画の中で適切に事業がおこなわれるよう期待しております。

資 料

海津市教育委員会点検評価実施要領

（目的）

第1条 この要領は、海津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が自ら点検評価を行うことにより、本市における教育の推進体制を一層充実させるとともに教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかの達成度をチェックし、もって市民への説明責任を果たすために必要な事項を定めることを目的とする。

（点検評価の実施及び知見の活用）

第2条 教育委員会は、前年度の教育委員会の取組みについて、点検評価を行う。

2 教育委員会は、前項の点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（評価事項）

第3条 教育委員会は、前年度の教育委員会の取組みについて、次の各号に掲げる内容の点検評価を点検評価表により実施する。

（1）事務事業の執行状況 事業別予算に掲げる事業の執行状況及びその成果

（2）点検評価 それぞれ区分された視点から点検評価を行い、その問題点と具体的改善内容の検討

2 前項の点検評価表は、海津市が実施する事務事業評価表をもって、これに替えることができる。

（点検評価の手順）

第4条 点検評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる手順に沿って行う。

（1）教育委員会事務局の所属長は、その所管する事務事業等について第1次評価を行う。

（2）教育委員会事務局長は、教育委員会が所管する事務事業等について第2次評価を行う。

（3）教育委員会は、第1次評価及び第2次評価の結果を基に教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかに着目して最終評価を行う。

（4）教育委員会は、第2条第2項に規定する学識経験者の意見を聴いたうえで評価結果を報告書にまとめ、議会に提出する。

（5）教育委員会は、前項の報告書を海津市のホームページに掲載するほか、所定の場所に設置して閲覧に供することによりその概要を公表する。

（庶務）

第5条 点検評価の庶務は、教育総務課において行う。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項

は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成２０年１２月１８日から施行する。







